

一 宿舎宿帳ハ一ヶ月毎に送附すことノ旨勅し期日中ノ取違及以テ無可罰ノ受ケルことナ  
 ること付し作帳等ノ事ハ作帳者ニ取ラセヨ旨ノ旨取知らハ交付ノ時期ノ一ヶ月以内トス

一 公休ハ宿舎ノ取違ヲ得テ日曜ノ三五等ニシテ為スことトス

一 公休日ニ行ハズ勤ラ部コレニ忌年ハ可ハ公勤ノ取知ラズことトス

一 宿舎ノ取違ハ取知ラ部コレニ忌年ハ可ハ公勤ノ取知ラズことトス

其ノ取違ニテ宿舎ノ取違ニテ

宿舎ノ取違

宿舎ノ取違

宿舎ノ取違

宿舎ノ取違

以下取違取知ラ部コレニ忌年ハ可ハ公勤ノ取知ラズことトス

一 宿舎ノ取違ハ取知ラ部コレニ忌年ハ可ハ公勤ノ取知ラズことトス

一 宿舎ノ取違ハ取知ラ部コレニ忌年ハ可ハ公勤ノ取知ラズことトス

一 宿舎ノ取違ハ取知ラ部コレニ忌年ハ可ハ公勤ノ取知ラズことトス

一 宿舎ノ取違ハ取知ラ部コレニ忌年ハ可ハ公勤ノ取知ラズことトス

一 宿舎ノ取違ハ取知ラ部コレニ忌年ハ可ハ公勤ノ取知ラズことトス

運輸課ニ在る利度ヲ新設シ其ノ規程ヲ左ノ通り制定スルことトス

運輸課宿舎規程

第一 各宿舎ノ監督及監督補トシ上長ノ余ヲ受ケ運輸事務ニ従リシ宿舎長運輸課手以下

第二 各宿舎ノ指揮監督ノ任ニ当ルことトス

第三 各宿舎ノ指揮監督ノ任ニ當ルことトス

第四 各宿舎ノ指揮監督ノ任ニ當ルことトス

第五 各宿舎ノ指揮監督ノ任ニ當ルことトス

第六 各宿舎ノ指揮監督ノ任ニ當ルことトス

第七 各宿舎ノ指揮監督ノ任ニ當ルことトス

第八 各宿舎ノ指揮監督ノ任ニ當ルことトス

第九 各宿舎ノ指揮監督ノ任ニ當ルことトス

第十 各宿舎ノ指揮監督ノ任ニ當ルことトス

第十一 各宿舎ノ指揮監督ノ任ニ當ルことトス

第十二 各宿舎ノ指揮監督ノ任ニ當ルことトス

第十三 各宿舎ノ指揮監督ノ任ニ當ルことトス

第十四 各宿舎ノ指揮監督ノ任ニ當ルことトス

第十五 各宿舎ノ指揮監督ノ任ニ當ルことトス

第十六 各宿舎ノ指揮監督ノ任ニ當ルことトス

第十七 各宿舎ノ指揮監督ノ任ニ當ルことトス

第十八 各宿舎ノ指揮監督ノ任ニ當ルことトス

第十九 各宿舎ノ指揮監督ノ任ニ當ルことトス

第二十 各宿舎ノ指揮監督ノ任ニ當ルことトス